

入札参加時における注意事項

幸手市総務部契約管財課

幸手市発注工事の入札及び工事の施工に当たっては、下記の事項を遵守してください。

なお、請け負った工事の一部を下請させるときは、下請負者に対し、この注意事項について周知されるよう努めてください。

記

1 建設業法等関係法令の遵守について

- (1) 入札参加業者は、幸手市契約規則、幸手市建設工事標準請負契約約款、設計図書、仕様書（現場説明書及び現場説明に対する質問回答書を含む。）、幸手市競争入札参加心得、入札公告及び指名通知の記載事項並びに現場を熟知の上、入札すること。また、電子入札については、前記のほか幸手市公共工事等電子入札運用基準を熟知の上、入札すること。
- (2) 入札に当たっては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等を遵守すること。
- (3) 受注者は建設業法（昭和24年法律第100号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）及び建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）を遵守すること。
- (4) 入札に関して談合等による不正行為の疑いが生じた場合は、状況によっては中止となることを承知の上、入札すること。
- (5) 建設産業における所定労働時間については、労働基準法（昭和22年法律第49号）に基づき、すべての事業場で週40時間制に全面的に移行しており、工事の施工に当たっては、建設現場の就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減するなどの方法を通じて、週所定労働時間40時間制の円滑な移行に努めること。
- (6) 本市発注の工事等は、農林水産省及び国土交通省が公共工事の工事費の積算に用いるための公共工事設計労務単価（2省協定労務単価）に基づく埼玉県の単価表等により積算している。この点に十分留意し、労働者の適切な賃金の支払いについて配慮するよう努めること。
- (7) 事業協同組合等にあっては、中小企業等協同組合法等関係法令を遵守すること。

2 下請負人について

- (1) 工事の適正な施工を確保するため下請契約を締結しようとするときは、建設業法にお

ける生産システム合理化指針を遵守し、下請業者の適正な選定、下請代金支払等の適正な履行、下請における雇用管理等への指導を行い、元請・下請諸関係の合理化に努めること。

- (2) 請け負った工事を一括して他の建設業者に請け負わせる一括下請負（上請も含む）は、建設業法で禁止されている。下請業者を使用する際は、一括下請負にならないよう十分注意するとともに、元請業者として下請工事を含めた工事全体の施工に実質的に関与し、適正な工事の施工に努めること。
- (3) 下請負人との契約は、下請契約書等の書面をもって締結することとし、下請代金の設定等については、元請と下請が対等の立場で協議し、決定した上で契約を行うこと。
また、二次下請以降も同様とするよう下請業者を指導すること。
- (4) 下請代金の支払いについては、建設業法を遵守し、適正に行うこと。
- (5) 下請契約を締結したときは、下請負人通知書を工事発注課所に提出すること。また、施工体制図を作成し提出するとともに、工事現場に掲示すること。
- (6) 工事の一部を下請業者に発注しようとするときは、できる限り市内業者から選定するよう努めること。

3 施工体制台帳の写しの提出について

平成27年4月1日以降に契約した工事から、下請契約をした全ての工事について、その金額にかかわらず、施工体制台帳及び施工体系図の写しを工事発注課所に提出すること。併せて、施工体制台帳を工事現場に備え置くほか、施工体系図を工事関係者及び公衆が見やすい場所に掲示すること。

4 建設資材納入業者との契約について

- (1) 建設資材納入業者との契約に当たっては、当該業者の利益を不当に害することのないよう公正な取引を確保するよう努めること。
- (2) 工事材料に係る納入契約を締結する場合には、当該契約の相手方はできる限り市内業者及び県内業者を選定するよう努めるとともに、調達する工事材料は幸手市産品及び埼玉県産品とするよう努めること。

5 労働災害の防止等について

建設労働者の確保並びにこれらの労働者の健康の保持、適正な労賃の支払等による労働条件の改善に留意し、労働災害の防止には、元請、下請が一体となって特段の注意を払うこと。

6 ダンプトラック等による過積載の防止について

工事の施工に当たって工事資材等の運搬については、過積載を行わないよう、また、過

積載を行っていると認められる建設資材納入業者から資材の納入を受けないなど必要な措置をとるよう努めること。

7 ディーゼル車規制に適合した車両の使用について

工事の施工に当たって、工事現場で使用又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）は、ディーゼル車以外の自動車（ガソリン車、天然ガス車、LPG車等）又は埼玉県生活環境保全条例に適合するディーゼル車とすること。

8 不正軽油使用的の禁止について

工事現場で使用又は使用させる車両（資機材等の搬出入車両を含む）並びに建設機械等の燃料として、地方税法（昭和25年法律第226号）及び埼玉県生活環境保全条例に違反する軽油等（以下「不正軽油」という。）を使用しないこと。また、県による使用燃料の抜き取り検査を行う場合には、現場代理人がこれに立ち会うなどの協力を行うとともに、不正軽油の使用が発見された場合には、当該燃料納入業者を排除するなどの是正措置を講ずること。

9 建設業退職金共済制度への加入等について

- (1) 建設業退職金共済制度の対象となる労働者を使用する場合は、勤労者退職金共済機構に加入して証紙を購入し、当該労働者の共済手帳に証紙を貼り付けること。
- (2) 1件当たりの工事請負金額が600万円以上（当初契約額に限る。）の工事請負契約を締結した場合は、勤労者退職金共済機構の発注者用掛金収納書を貼り付けした建設業退職金共済証紙購入状況報告書（別途規定の様式による。）を契約締結後1ヶ月以内に発注課所に提出すること。
- (3) 建設業退職金共済証紙購入状況報告書を発注課所に提出した受注者は、請け負った工事が完成した時は、自らが雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績及び下請業者が雇用した対象労働者への共済証紙貼付実績を、建設業退職金共済証紙貼付実績状況報告書（別途規定の様式による。）により発注課所に提出すること。
- (4) 工事の一部を下請に付する場合は、下請業者に対してこの制度を説明するとともに、掛金相当額を下請代金中に算入、その他の方法により本制度の促進に努めること。
- (5) 工事請負契約を締結した業者は、勤労者退職金共済機構の支部から「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」の標識（シール）の交付を受け、現場事務所等に掲示し、対象となる労働者への周知を図ること。

10 技術者の適正な配置について

- (1) 1件の工事請負金額が3,500万円（建築一式の場合は7,000万円）以上の建設工事を施工するに当たっては、工事現場ごとに専任の主任技術者を配置すること。

- (2) 元請業者が工事現場ごとに配置しなければならない主任技術者のうち、特定建設業者が請け負った建設工事等を施工するために締結した下請契約の工事請負金額の合計が4,000万円（建築一式の場合は6,000万円）以上となる場合については、主任技術者に代えて常駐の監理技術者を配置すること。
- (3) 上記(2)の監理技術者は、監理技術者資格者証の交付を受けているものであること。
なお、当該監理技術者は、工事に従事しているときは常時資格者証を携帯し、発注者から請求があった時は、資格者証を提示すること。

1.1 工事カルテの作成及び登録について

受注者は、発注時、変更時、完成時、訂正時の各時点における請負代金額が500万円以上の工事については、共通仕様書等に定めるところにより、工事実績情報として「工事カルテ」を作成しなければならない。

また、工事カルテ作成後は、監督員の確認を受け、これをフロッピーディスク又はインターネットにより（財）日本建設情報総合センターに提出し、工事実績情報サービス（CORINS）に登録するとともに、同センター発行の「工事カルテ受領書」の写しを1週間以内に監督員に提出しなければならない。

なお、工事カルテ登録の手続きは、受注時においては契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、登録内容の変更時においては変更のあった日から、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に、完成時においては完成後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に行うこと。

1.2 経営事項審査の義務化について

建設業法の規定により、一定の公共工事を発注者から直接請け負おうとする建設業者は、経営事項審査を受けることが義務付けられています。これに伴い、経営事項審査を受けていない業者は幸手市発注の工事を元請として請け負うことができなくなる場合があるので、毎決算期ごとに経営事項審査を受けること。

1.3 暴力団等からの不当要求及び工事妨害の排除について

- (1) 受注者は、工事の施工に当たり、暴力団等からの不当要求及び工事妨害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、所轄の警察署に届け出ること。
- (2) 請負者は、発注者及び所轄の警察署と協力して、不当要求及び工事妨害の排除対策を講ずること。

1.4 その他

- (1) 電子入札に対応できる環境整備に努めること。